平成２９年（フ）第２０６号
大阪府泉大津市東雲町３番16号コーポラス東雲202号、前住所大阪府東大阪市豊浦町３番26―710号
債務者　出口　幸樹
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目７番28号、前住所大阪府岸和田市下池田町１丁目２番19号エイワビル２階
債務者　東原輝男こと　ＪＩＮ　ＨＷＩＮＡＭ　陳　　輝男
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―302号
債務者　中筋　秀男
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
大阪府泉大津市板原町３丁目８番８号　藤原運送内
債務者　小島　秀介
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
北海道旭川市新富２条２丁目９番10号　Ｈ202
債務者　小林　祐子（旧姓松浦・目時）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
北海道旭川市末広１条５丁目５番７号
債務者　西本　健吾
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５４号
東京都羽村市羽東１丁目22番２号Ｇ・ｏｎｅビル401
債務者　木下　　建
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４４００号
東京都世田谷区北沢５丁目14―10―202、住民票上の住所東京都世田谷区北沢５丁目14―10
債務者　志村　　洸
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４０号
東京都三鷹市牟礼７丁目３―12
債務者　高橋　利枝（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４４号
東京都葛飾区新小岩３丁目16―７　第３清和荘２Ｆ５号
債務者　松山　　穣
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４５３号
東京都足立区島根２丁目１―16―304
債務者　竹熊　勇輝
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４５７号
東京都港区白金台２丁目25―14　第３白金寮104
債務者　諸沢　朋子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４５９号
東京都文京区湯島３丁目１―18―801
債務者　城代　園子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４６０号
東京都大田区東矢口３丁目６―18―103
債務者　木村　繁夫
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２８号
横浜市都筑区茅ケ崎中央９―１　ラフィーネ港北501、住民票上の住所横浜市旭区今川町80番地９
債務者　原田　　拓
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部